

大阪広域環境施設組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月28日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 金子恵美

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和6年2月29日

対象：令和2年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
4(2)	情報セキュリティ関係規程上の定期的な実施事項について改善を求めるもの 各種情報システムの保守に関しては、大阪広域環境施設組合情報セキュリティ対策基準及び大阪広域環境施設組合情報セキュリティ実施手順には、情報セキュリティの確保のため、定期的にIT管理者又は課情報セキュリティ責任者が実施すべき事項が多数規定されている。 しかしながら、今回、情報セ	1 ・受注者から毎月報告のある「セキュリティ及びウイルスに関する情報」を庁内ポータルサイトに掲載して環境施設組合内で情報共有を図ることとし、令和3年7月実績の報告分から庁内ポータルサイトに掲載し、月ごとにデータを追加している。 ・また、攻撃型メールの受信など緊急に全職員への周知を要する情報については、庁内ポータルサイトのトップ画面（インフォ	措置済	令和3年 8月26日

<p>セキュリティの確保に関して定期的に実施すべき事項（以下「定期的な実施事項」という。）の実施状況について調査したところ、以下の実態が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ及びウイルスに関する情報については、ネットワークシステム管理業務の受注者から定期的に報告を受けているものの、IT管理者及び課情報セキュリティ責任者から各課職員への情報周知等は実施されていなかった。 ・上記以外の定期的な実施事項については、実施中のものが大半であったが、実施スケジュールが未整理のものも見受けられた。 <p>現状では、セキュリティ及びウイルスに関する最新の必要な情報が職員間に行き届かず、ウイルスの侵入等を防止できずに情報セキュリティインシデントが発生するリスク、定期的な実施事項が定期的に行われず、セキュリティ確保が不十分となったことで情報セキュリティインシ</p>	<p>メーション)に掲載することとし、不審なメールを受信した事実について、令和3年4月16日に初めて掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、全職員への定期的な啓発については、4(1)の2同様、毎年の情報セキュリティ研修の機会を活用していく。 <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実施事項について、現在の状況を確認し、「情報セキュリティ関係規定に基づき定期的に必要な項目リスト」に取りまとめた。その結果、「情報セキュリティ検査」が実施できていないことを確認した。情報セキュリティ検査の実施について、課題抽出や事前準備作業を行ったところ、検査実施のための関係規程の整備が必要であることが判明した。 ・令和4年度中の検査実施に向けて規程の整備を開始し、「情報セキュリティ検査実施要綱(案)」(以下「要綱(案)」という。)を作成した。 	<p>措置済</p>	<p>令和5年 12月20日</p>
---	--	------------	------------------------

	<p>デントが発生するリスクがある。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1 課情報セキュリティ責任者は、IT管理者と調整の上、セキュリティ及びウイルスに関する情報について、注意喚起も含め、全職員を対象に定期的に周知及び啓発を行う仕組みを整え、実行すること。</p> <p>2 課情報セキュリティ責任者は、令和2年度満了後、それぞれ定期的な実施事項の実施状況についてIT管理者を中心に集約した上で、IT管理者との調整のもとでこれらの実施状況を検証し、課題のある場合は必要な措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月10日付で「情報セキュリティ検査の実施について(通知)」を各所属に通知し、情報セキュリティ検査を実施した。 ・なお、この検査では「要綱(案)」を暫定的に運用し、ハードウェア等の管理状況について、検査を実施した。 ・検査結果を踏まえて、「情報セキュリティ検査実施要綱」を制定し、令和5年度の情報セキュリティ検査を実施するために必要となる「情報セキュリティ検査基本計画」を令和5年12月20日に定め、令和5年度情報セキュリティ検査を実施している。 ・令和6年度以降についても、継続的に情報セキュリティ検査を実施していく。 	
--	--	--	--

(2) 通知を受けた日：令和6年2月29日

対象：令和3年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2(1)	<p>情報セキュリティ検査の実施について改善を求めるもの</p> <p>環境施設組合では、庁内通信ネットワークにおける情報等の</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度中に情報セキュリティ検査を実施するべく、課題整理や関係規程の整備を行い、「情報セキュリティ検査実施要綱 	措置済	令和5年 12月20日

セキュリティの保持を目的とする大阪広域環境施設組合情報セキュリティ管理規程（以下「情報管理規程」という。）第11条において、情報セキュリティ対策の実施状況の検証を目的として、統括情報セキュリティ責任者（事務局長）による定期的な検査（以下「情報セキュリティ検査」という。）の実施が規定されており、情報セキュリティ検査を実施する必要がある。

しかしながら、今回の監査において、情報セキュリティ検査の実施状況を確認したところ、次のとおりであった。

- ・令和3年10月末の時点では、情報セキュリティ検査は実施されたことがなく、実施に向けての具体的な計画も作成されていなかった。
- ・情報セキュリティ検査の実施に際しては、情報管理規程第11条第4項に基づき、統括情報セキュリティ責任者が情報セキュリティ検査の実施方法その他必要な事項（以下「実施方法等」という。）を定める必要があるが、実施方法等

（案）」を作成した。

- ・令和5年3月10日付で「情報セキュリティ検査の実施について（通知）」を各所属に通知し、情報セキュリティ検査を実施した。なお、この検査では「要綱（案）」を暫定的に運用し、情報実施手順により提出されるチェックシートの内容を基にハードウェア等の管理状況を検査した。
- ・令和5年3月に実施した情報セキュリティ検査結果を踏まえて、令和5年12月20日付で「情報セキュリティ検査実施要綱」と令和5年度情報セキュリティ検査を実施するために必要な「情報セキュリティ検査基本計画」を策定した。
- ・令和6年2月22日に「庁内情報ネットワークシステムにかかる情報セキュリティに関する点検の実施について（依頼）」を全所属に送付し、令和5年度情報セキュリティ検査を実施している。
- ・令和6年度以降についても、継

が定められていなかった。

- ・なお、情報セキュリティ検査に近い取組みとしては、平成30年度の監査指摘を受けて令和2年6月に作成された大阪広域環境施設組合 情報セキュリティ実施手順（以下「情報実施手順」という。）に、課情報セキュリティ責任者が所定のチェックシートによる点検結果を統括情報セキュリティ責任者あて報告する制度が設けられているが、この制度は、課情報セキュリティ責任者が自己点検を行うものであるため、統括情報セキュリティ責任者の判断により課情報セキュリティ責任者の管理状況を検査する情報セキュリティ検査には該当するものではない。

[指摘事項]

- 1 総務課は、情報管理規程の趣旨に沿った内容の情報セキュリティ検査を定期的を実施すること。なお、実施に当たっては、実施方法等を定める規程を新たに定めるほか、情報実施手順により提出されるチェックシート

継続的に情報セキュリティ検査を実施する。

	<p>の精査等を行い、実情に応じた内容とすること。</p>			
2 (2)	<p>情報実施手順に定める様式及び関係規程の検証について改善を求めるもの</p> <p>環境施設組合の庁内情報ネットワークにおける情報セキュリティの確保については、情報管理規程並びに情報管理規程に基づく定められた大阪広域環境施設組合情報セキュリティ対策基準（以下「情報対策基準」という。）及び情報実施手順等の情報セキュリティ関係規程が設けられているが、これらの制定状況及び運用状況については、これまでも定期監査の対象としてきたところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、情報セキュリティ関係規程の運用状況を確認したところ、次のとおりであった。</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報実施手順に定める様式については、様式の利用状況の把握や実際の記入手順等の自己検証等を行い、その結果を基に令和5年12月19日付で情報実地手順を改定した。 ・改定した情報実施手順について、令和5年12月27日に「大阪広域環境施設組合情報セキュリティ実施手順の改定について（通知）」を各所属に送付し、改定した「情報実施手順」を庁内ポータルサイトへ掲載した旨の周知を行った。また、情報実施手順の改定箇所や内容等を丁寧に記載した「主な改定」資料についても庁内ポータルサイトへ掲載し、その旨も周知した。 	措置済	令和5年 12月27日
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報実施手順に規定する様式を用いて、庁内情報端末や記録媒体の管理等が行われているが、課情報セキュリティ責任者が確認すべき時点との間の齟齬等が見受けられる。な 	<p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの情報関係規定の内容の妥当性を検証し、令和5年3月24日付で「大阪広域環境施設組合情報セキュリティ対策基準」を、令和5年3月27日付で「大阪広域環境施設組合情報セ 	措置済	令和5年 12月27日

<p>お、一部では、様式の取扱いの誤認も見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報実施手順については、その内容上、年度ごとに更新すべき部分が更新されていなかったほか、文言の不備や関係規程間の齟齬と思われる箇所も見受けられた。 <p>[指摘事項]</p> <p>1 総務課は、情報実施手順に定める様式について、その利用状況を改めて把握した上で、適正な手続のために必要な実務上の手順を整理し、その結果を様式に反映させた見直しを行うこと。なお、見直した場合は、様式の利用手順について、その目的に沿って丁寧に説明して周知すること。</p> <p>2 総務課は、情報実施手順に定める様式に限らず、これまでの定期監査でも指摘したとおり、情報セキュリティ関係規程については、ICTに関する状況の急速な進歩や変化等も踏まえつつ、その内容の今日的妥当性を含め、内容の点検整理や関係資料の整理保管、さらには検証の継続的な実施を行うこと。</p>	<p>セキュリティ管理規程」をそれぞれ改定し、本組合ホームページに掲載した。</p> <p>上記の改定内容を踏まえつつ、令和5年12月19日付で情報実施手順を改定し、12月27日付で各所属に対して改定した情報実施手順を庁内ポータルサイトへ掲載した旨の周知を行った。</p> <p>また、これらの改定に際しては「主な改定歴」を作成し、情報関係規定の改定箇所の内容の整理し、保管している。</p> <p>今後も情報関係規定の妥当性を含めた内容の検証を継続的に実施していく。</p>	
---	--	--